

子宮がん集団検診における標本の適・不適の検討第 2 報

～不適正標本改善の取り組み～

(財)福島県保健衛生協会¹⁾, 慈山会医学研究所附属坪井病院婦人科²⁾,

公立大学法人福島県立医科大学医学部産科婦人科学講座³⁾

○千葉聖子(CT)¹⁾, 塚原 孝(CT)¹⁾, 佐藤美賀子 (CT)¹⁾, 柴田眞一(CT)¹⁾, 菅野 薫(MD)¹⁾, 森村
豊(MD)^{1,2)}, 添田 周(MD)^{1,3)}, 渡辺尚文 (MD)³⁾, 西山 浩 (MD)³⁾, 藤森敬也 (MD)³⁾

【はじめに】前回、本学会にて、子宮がん集団検診の標本評価に際し、扁平上皮細胞数が 8,000 個以上含まれる標本を適正とするベセスダ基準を厳格にあてはめると、不適正検体が増加することになると報告した。今回は、ベセスダ基準に準じて評価した結果、不適正と判定された検体の発生頻度を実施医療機関及び採取医に直接通知し、それが不適正検体の改善につながるか否かを検討したので報告する。

【対象・方法】平成 21 年 4 月～平成 22 年 10 月までの 1 年 7 ヶ月間に実施された子宮がん施設検診 74,381 件を対象として、実施医療機関 114 施設別の不適正率を算出し、その平成 21 年度分を当該機関に通知することにより、通知前・後の不適正率を比較検討した。

【結果】114 施設別の不適正率は、通知前の平成 21 年度が平均 8.6% (最小 0～最大 40.0%)、通知後の平成 22 年度は 3.9% (0～36.8%) であった。不適正率が減少した施設は 98 施設 (86%) であり、減少幅は 0.1～40.0% であった。増加または増減なしの施設は 16 施設 (14%) であった。以上より、施設間の不適正率は平均 4.7% 改善された。

【考察・まとめ】実施医療機関への不適正率通知は、多くの施設に不適正検体の改善をもたらした。医療機関や採取医に不適正検体の発生頻度を知らせることは、細胞採取時の注意を喚起し、不適正検体の更なる改善につなげることができると考えられた。